

八代地域市町村 合併協議会だより

発行先：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成17年2月1日 第28号



2月6日グランドオープン 東陽交流センター「せせらぎ」

平成17年2月6日(日)、東陽交流センター「せせらぎ」がオープンします。この施設は、温泉浴場、レストラン、夜遊施設を併設しています。1階の野菜レストラン「さんある」では、地元で採れた野菜を使った郷土料理や手づくりのお菓子、おしゃべりビールが味わえます。2階の温泉「夢あかり」は、通称「美人の湯」といわれる泉質で、露天風呂や家族風呂も楽しめることができます。また、隣接する「夏摘園」では、村内で採れた新鮮な野菜を低価格で購入することができます。八代地域のみなさんを癒したい。スタッフ一同、最高のサービスを心がけています。みなさん、ぜひ、お越しください。

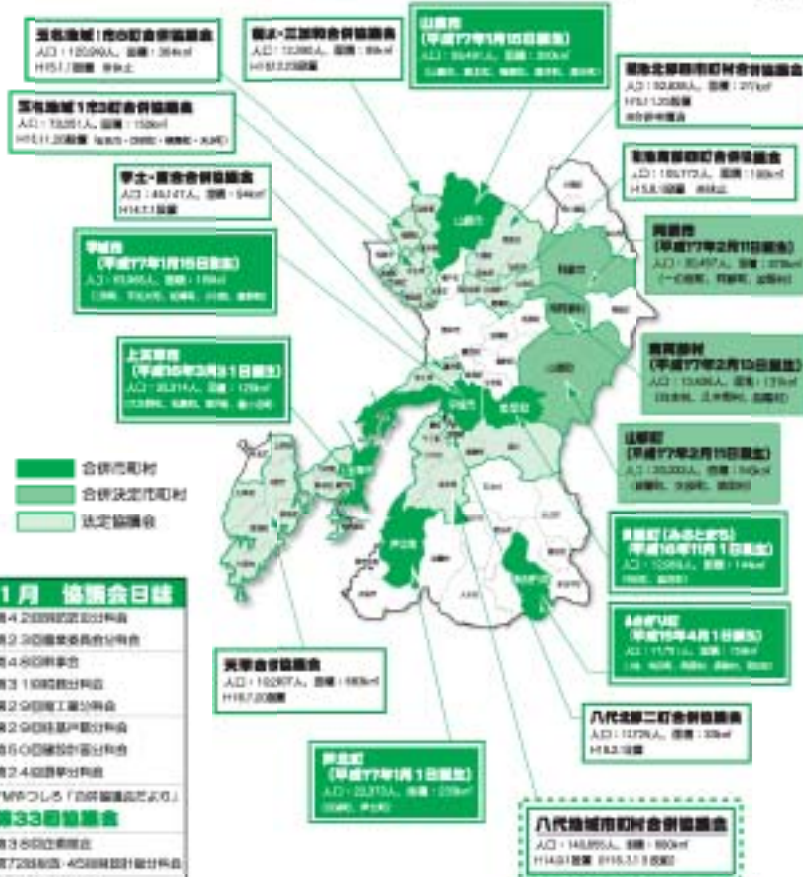
八代地域市町村の人口

男	65,887人 (442人)
女	74,488人 (433人)
合計	140,383人 (475人)
世帯数	49,849戸 (167戸)

平成17年1月31日現在(国勢調査)
1/23掲載

県内での合併に向けた動き

※平成17年1月1日現在



1月 協議会日程

6日	第4-2回設計審計委員会 第2-3回民生委員会 第4-8回委員会
8日	第3-1回設計審計委員会 第2-4回民生委員会 第2-5回民生委員会 第2-6回民生委員会
7日	第5-0回設計審計委員会 第2-4回民生委員会 PMFによる「合併協議会だより」 第33回協議会
11日	第3-5回民生委員会 第7-2回民生委員会
13日	第5-3回設計審計委員会 第2-5回民生委員会 第1-4回民生委員会
14日	第5-4回民生委員会 第5-3回設計審計委員会 第2-5回民生委員会
17日	PMFによる「合併協議会だより」 第34回協議会
18日	第5-1回設計審計委員会 第1-4回民生委員会 第7-3回民生委員会
20日	第5-0回民生委員会 PMFによる「合併協議会だより」 第35回協議会
26日	第5-1回民生委員会

●合併に関する問い合わせは
八代地域市町村合併協議会事務局
〒886-8555
熊本県八代市南町1990番地 八代地域市町村
TEL 096-32-3111(代表)・096-32-3228(直通)
FAX 096-32-0300
Eメール: info@hachioji.mcg.net
URL: http://www.hachioji.mcg.net

八代市町合併協議会
坂本 村 総務課 ☎096-32-4108
千丁 町 総務課 ☎096-32-3211
美祿 町 総務課 ☎096-32-1111
東陽 村 総務課 ☎096-32-2111
泉 村 総務課 ☎096-41-3111

エフエムやつしろ
FM76.5MHz
FM76.5MHz
協議会だより放送中
毎週火曜日 午前9時30分より
再放送日 午後5時50分頃

保育料・国保税率の調整難航

住民負担の『均一・不均一』結論出す

第32・33回合併協議会

12月27日(月) 熊本県八代総合庁舎
1月11日(火)



▲協議会の模様

第32回協議事項

●中島会長挨拶

開会にあたり中島会長から十二月二十三日に千丁町役場で開催された市町村長会議で、住民負担の難関を避けるため、新市での『不均一措置』を求める町村と、『同じ市民間には不公平が生じる』として『均一』の住民負担を主張する八代市・坂本村との考えが最後まで平行線に終わりました。特に、国民健康保険事業問題を含めて提案できなかったら、今回も『不均一』として、合併そのものが非常に難しい状況であり、これが一本化できない場合は合併そのものを考えざるを得ないという状況に陥り、『均一・不均一』の問題と、合併も含めた現状を各市町村に持ち帰り議論しようということになりました。本日、その結果を踏まえて十一

時から市町村長会議を開催しました。新聞報道のとおり『均一・不均一』それぞれの平行の意見が出て議論を午前中終了しましたが、『一言をみる』ことができませんでした。それぞれの市町村の考え方、意見の集約がありすが、これからの問題については、市町村長だけで結論できるものではないというところ、本日の六市町村長会議の報告も含めて、この協議会の中で議論しようということになりました。

各市町村の協議結果を日町長から報告を聞き、そしてこの協議会で議論をし、今後どういう方向で合併の議論を進めるかを、協議会の中で議論をして確認をしていきたいと思っておりますとの挨拶がありました。

●各市町村からの報告

【八代市】

一市二制度では、市民に不公平感をもたらすため、是非、均一策で議論を進めて欲しい。これができなければ、合併を含めて休止、断念も含めて考えている。

【坂本村】

均一で進むべき。これまでの経緯等を考えればこれ以上、合併協議を進めても六市町村が一つになるための関係修復はできないのではないかと。また他市町村の意見に『わからず休止すべき』という意見も多く出た。

【千丁町】

あまりにも格差がある調整案については、均一ができない場合は、不均一でいくべき。最後まで合併をがんばって欲しいという意見が出た。

●休止に関する 委員からの主な意見

【飯町】
急激な負担増というものは、住民のことを考えれば受け入れがたい。保育料については、町の独自案をつくり、町からお金を持ち込みますので、何とかこの理解を頂きたいという提案を協議会にさせて頂いたわけですが、不均一だと認められない。国民健康保険税の努力の過程で、納得できないという努力の過程で、納得できないという様なことが、平行線を辿っているが、我々の案をこの理解頂く様に頑張って来いという結論となった。

【東陽村】
国民健康保険税に関しては、村民の所得は非常に高いのではないかとという意見が出た。またこれについては、協議会の場にもまだ上がっていない状況の中で合併の是非を問うのは如何なものか。

【東村】
継続すべきではないかと、併せて、せつかに考えて来たので、もう少しじっくり考えていく必要があるのではないかと。意見が出された、不均一でもいいたいと思うので、継続して協議すべき。

●国民健康保険事業については、本月初めて議論の場に報告として出して頂き、なぜ、東陽村が『不均一』、均一で悩んでおられるかというのを資料の数字を見せ、本日に良く理解できたという感があります。また、前回、保育料に関して、飯町から委託されたこと、そういう表で中心に、一生懸命真剣に討議し、議論することが非常に大事なのではないかと。休止するとか、何で休止になるのか。私達がわからないので、地域住民の方はこちらの人、わからないと思う。

★『均一・不均一』で合併が危ぶまれている。これまで持が歩み寄りをし、合併に向けて本日に頑張ってきた。合併がもう目の前に迫り、休止をしたらどうなるのか。時間がないので結論はわかっている。見直しながらやっていくべきではないかと思う。合併してすぐにまた見直しがあるという意見があったが、合併をしなければ何もしない。

★『均一・不均一』で合併が危ぶまれている。これまで持が歩み寄りをし、合併に向けて本日に頑張ってきた。合併がもう目の前に迫り、休止をしたらどうなるのか。時間がないので結論はわかっている。見直しながらやっていくべきではないかと思う。合併してすぐにまた見直しがあるという意見があったが、合併をしなければ何もしない。

●市町村長からの 主な意見

◆坂本村長

十二月二十二日の市町村長会議でどういったことをしたのか、それを基本に話し合おうということ。本町に来て、我々はそれを基にして村で話し合ってきた。『均一・不均一』がある状況にあるのか、歩み寄る余地があるのか、基金持ち込みについて、それでいいという可能性があるのか、そのことが一番大きな問題であって、何も国民健康保険税だけではなく、保育料にも関わる問題であり、また他にも出てくるし、そのことが二十三日の協議事項ではなかったのか。

◆飯町長

市長(会長)は均一で一本化を図る、これが飯町なら休止もやむを得ないというのが市議会も含めた考えだとして

●協議結果を持ち帰り 再度各市町村で議論へ

●中島会長から(今後の議論は、やはり休止もあり得るといふことも限におきながら、本日に一致できずに休止、合併を断念させるを得ないというところに至ったその時点で考えないといけない。テーマがまだ出ていないところ等もあり、次回には国民健康保険税を提案するという形で受けて、今日の議論の各市町村の考え方、表明も持ち帰って、次回一本化しなければ休止も合併断念もあり得るといふことも含め、強い意見も出ていふことを無視するわけにはいかない。次回議論をした際のまとめがなされます。

中島会長から(今後の議論は、やはり休止もあり得るといふことも限におきながら、本日に一致できずに休止、合併を断念させるを得ないというところに至ったその時点で考えないといけない。テーマがまだ出ていないところ等もあり、次回には国民健康保険税を提案するという形で受けて、今日の議論の各市町村の考え方、表明も持ち帰って、次回一本化しなければ休止も合併断念もあり得るといふことも含め、強い意見も出ていふことを無視するわけにはいかない。次回議論をした際のまとめがなされます。

第33回協議事項

協議第五十五号(新集運集)

国民健康保険事業の取扱いについて

八代地域六市町村では、合併する約三万世帯で七万人弱の被保険者を有することになります。

合併後の新市の国民健康保険事業財政を健全に運営するため、国民健康保険法に關することについて提案されましたが、一番安い標準費率のシミュレーションで、一人当りの保険料額が二万円弱アップすることになる東陽村からこのアップ額では住民の理解を得られないので、二年間は不均一とする案が出されました。

これを受けて、均一か不均一か、標準費率増に対しての考え方の議論に

国民健康保険税？

●保険料額の決定方法
保険税はその年に予想される医療費から、国・県・市町村の補助金等、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた分が税額として決定されます。

なりましたが、一本化の調整ができず、また、東陽村から均一課税を受け入れる条件が出され、その条件を満たすシミュレーションを分科会で作成し、それに要する財源問題なども含めて検討することになりました。

協議の結果、一旦各市町村に持ち帰り、次の協議会で、再度協議されることになりました。

国庫補助の取扱いについて

一、国民健康保険税の徴収方式については、平成十七年度分から三方式(前年度・均等額・標準額)のうち一課税とする。二、国民健康保険税の税率は、平成十七年度までは「一、四六とし、

協議第五十五号(新集運集)

地方税の取扱いについて

前回の協議会まで、法人市民税の法人均等割、不均一の案一を主張されていた東陽村から、今回一律案となり確認する。ただし、今後、安易な増税は避けるべきであるとの報告があり、協議の結果、提案とおり全会一致で確認されました。

地方税の取扱いについて

一、個人市民税の税率は、進行のとおりとする。二、法人市民税の税率は、平成十七年八月から標準税率の「一、二」を維持した制度税率とする。三、固定資産税の税率は、「一、六」を維持する。ただし、平成十七年度分の平成十八年度までは「一、四六とし、

平成十七年度から平成二十一年度までは「一、五六とする。なお、社会経済情勢によって、「一、五五」から「一、六割」を引き下げる強期が前後するとしており得る。四、軽自動車税の税率は、進行のとおりとする。五、市町村税は、進行のとおりとする。六、特別土地保有税は、進行のとおりとする。七、入居税は、平成十七年八月から八代市の例とする。八、新集運は、八代市の例とする。九、個人市民税・固定資産税・自動車税の税率は、平成十七年度から八代市の例とする。

協議第五十四号(新集運集)

こみ袋集運業務の取扱いについて

前回の協議会において、持ち帰り検討されていた東陽村から、今後、さらにこみ袋の価格を安くする努力に取り組むということを条件に提案しており確認するという報告がなされ、全会一致で提案とおり確認されました。

こみ袋集運業務の取扱いについて

一、集運物の分類数は、八代市の例により平成十七年八月一日から統一する。二、平成十七年八月一日からの、不燃物の収集は実施しない。三、一歩集運物(こみ袋)の処理は、東陽村(八代市・美津村・北陽町)で統一する。四、集運物の「ロック」の分は、八代市とする。五、「一歩集運物(こみ袋)の処理は東陽町(八代市)とする。

(一) 有料指定廃棄物の販売価格は、平成十七年八月一日より八代市の例(より新市)に引き上げ

ただし、経過措置としての中継する市町村の取扱は、合併前のエリア内をそれぞれ市町村別に限り、合併後一年間使用を認め、
ロ 平成十七年八月一日の、
イ 東陽町の有料指定廃棄物販売価格を維持する。
ロ 一歩集運物(こみ袋)の輸入手数料は、進行のとおり新市に引き上げ。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。
ロ 集運物(こみ袋)の回収料は、東陽町(八代市)の例とする。

6市町村こみ袋現況

(W:幅 H:高さ 単位:mm)

区分	八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	美津村
外寸法	大袋	W655×H800	W650×H800	W650×H800	W600×H800	W450×H800
	中袋	W525×H700	W500×H700	W500×H700	W400×H700	W300×H700
	小袋	W400×H600	W300×H550	W400×H600	W400×H600	
販売価格	大袋	1畝:50円	1畝:50円	1畝:20円	1畝:15円	1畝:20円
	中袋	1畝:25円	1畝:25円	1畝:15円	1畝:10円	
	小袋	1畝:20円	1畝:25円	1畝:10円	1畝:10円	
	事業所用	1畝:200円				

(注)それぞれのこみ袋のサイズは、各市町村の呼称にかかわらず容量により大・中・小と区分しています。

★現在の八代市のこみ袋★



新集運 小袋 中袋 大袋

合併協定項目の協議状況

平成17年1月1日現在

合併協定項目	協議の状況	確認された主な内容	
基本的事項	1 合併の方式	第16回確認 新設(対等)合併方式	
	2 合併の期日	第16回確認 平成17年8月1日	
	3 新市の名称	第16回確認 八代市	
	4 新市の事務所の位置	第16回確認 本庁は八代市役所とし、5町村の役場は支所とする	
	5 財産及び債務の取扱い	第20回確認 現行のまま引継ぎ、基金は一定の基準により持ち寄る	
	6 新市建設計画について		
合併特別法に定める事項	①策定方針について	第16回確認 住民生活や地域バランスに配慮した策定方針	
	②素案について	第30回確認 新市の基本方針や財政計画を含む計画素案	
	③案について		
	7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第22回確認 法定定数34人で選挙区設置なし	
	8 農業委員の定数及び任期の取扱い	第29回確認 選挙委員の定数30人で選挙区設置。なお、合併時選挙委員のうち30人は1年間在任	
	9 一般職の職員の身分の取扱い	第18回確認 全て新市の職員として引継ぎ、定員適正化計画を策定する	
	10 地方税の取扱い	第33回確認 固定資産税は1.4%でスタートとし、1.5%・1.6%に段階的にアップ	
	11 地域審議会の設置について	第31回確認 合併前の6市町村の区域ごとに設置する	
	12 特別職等の身分の取扱い	第16回確認 合併により失職する市町村長等の特別職の取扱い	
	13 行政区・行政連絡機構の取扱い	第27回確認 行政区、市政協力員、区長及び嘱託員等は現行のまま引継ぎ新市で調整	
	14 町・字の区域及び名称の取扱い	第17回確認 区域は原則として従前どおり、名称の表示は合併前に調整する	
	15 広報広聴関係事業の取扱い	第20回確認 広報誌は毎月1日と15日の月2回発行	
	16 情報公開及び個人情報保護の取扱い	第16回確認 積極的な情報提供と市民の市政参加を推進する	
	17 電算システムの取扱い	第16回確認 合併時に統一する	
	18 条例、規則等の取扱い	第16回確認 同一のものは現行のとおりとし、類似のものは統一する	
	19 事務機構及び組織の取扱い	第17回確認 支所の組織は住民サービスの維持に配慮して調整する	
	20 一部事務組合等の取扱い	全部確認済	
	その他の事項	①八代地域三組合の取扱い	第23回確認 八代広域等3組合は合併後も存続し、合併後にあり方を見直す
		②その他の組合の取扱い	第26回確認 八代市・千代町排水処理組合は解散、奥市町村総合事務組合は一部継続
		公共的団体等の取扱い	第18回確認 各団体の実情を尊重しながら統合に努める
21 使用料、手数料等の取扱い		第26回確認 金額等を廃置分合の議決日まで統一する方針で調整する	
22 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		第28回確認 同一・同種のものとは統一し、独自のものは検討・調整する	
23 新市の償行の取扱い		第16回確認 新市の花・木・鳥・歌、名誉市民制度については新市において定める	
24 消防団の取扱い		第30回確認 消防団は合併時に統合、消防防設備・施設については、新市の負担により整備	
25 消防防災関係の取扱い		第28回確認 新市において地域防災計画を策定、新たな災害対策本部は新市において民間委託	
26 国民健康保険事業の取扱い		第33回提案・継続	
27 各種福祉制度の取扱い		第26回提案・継続	
28 介護保険事業の取扱い		第16回確認 保険料は18年度から統一、納期は12期とする	
29 社会福祉協議会の取扱い		第16回確認 6市町村の社協を統合に向けて調整する	
30 人権啓発に関する取扱い		第28回確認 「八代地域行動計画」に基づいて人権教育・啓発を推進する	
31 上下水道(簡易水道)事業の取扱い		第30回確認 上下水道及び簡易水道事業は現行のとおり新市に引継ぐ	
32 下水道事業の取扱い		第23回提案・継続	
33 市町村立学校の通学区域の取扱い		第21回確認 現行を基本として引継ぎ、新市で検討する	
34 学校教育関係事業の取扱い		第23回確認 公立幼稚園・学校給食・育英奨学金の取扱い	
35 社会教育関係事業の取扱い		第28回提案・継続	
36 納税関係の取扱い		第28回確認 納税組合は17年度で廃止し、新市において口座振替を推進する	
37 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い		第16回確認 友好姉妹都市事業及び中国北海州市との国際交流事業は引継ぐ	
38 環境保全対策事業の取扱い		第24回提案・継続	
39 保健衛生の取扱い		第28回確認 検診事業は12種類の検診を実施する	
40 ごみ収集運搬業務の取扱い		第33回確認 ごみ袋の価格は八代市の例とし、旧袋は1年間使用可	
41 病院・診療所運営の取扱い		第18回確認 八代市の病院並びに桑村の診療所は現行のまま新市に引継ぐ	
42 農林水産業関係事業の取扱い	全部確認済		
①地籍調査事業について	第16回確認 現行の事業計画のまま新市においても引き続き実施		
②農業・林業・水産業・農地整備事業について	第30回確認 農業・林業・水産業・農地整備事業の取扱い		
43 商工・観光関係事業の取扱い	第24回確認 商工会議所・商工会は新市において統合、観光協会・物産振興協議会は各々合併までに統合の方向で調整		
建設関係事業の取扱い	第26回確認 道路占用料・都市計画区域・公営住宅等家賃の取扱い		
若者定住促進対策の取扱い	第16回確認 新市において統一して実施する		
第三セクター等の取扱い	第16回確認 三セクは引継ぎ、土地開発公社は合併までに統合する		
その他の事業の取扱い			

*参考：48項目中 提案済：46項目(96%)、確認済：41項目(85%)

[その他項目除き 47項目中 提案済:46項目(98%)、確認済:41項目(87%)]

第33回協議事項

協議第五十二号(継続協議)

各種福祉制度の取扱いについて

保育料については、市町村が案①から案④に分かれ、鏡町からは代替案が出されています。

協議では、八代市長から新たな考え方が出され「鏡町のアップ額が大きい階層に配慮して、合併した十七年度は保育料を軽減し、十八年度は案①に戻る」との説明が行われました。

一方、鏡町からは、現在の鏡町の徴収基準と合併後の徴収基準についての階層別増減に関する資料の提出が行われ、高所得層だけでなく、中間層でも月額八千円から九千円の増額になる児童数の現状について説明が行われました。

八代市長から出された新たな考え方には、鏡町から「十八年度に案①に戻るのであれば、十七年度の八ヶ月しか救済できず納得できない」との意見が出されました。

協議第六十二号(継続協議) 社会教育関係事業の取扱いについて

千代町から「分館の取扱いについて、再度検討してほしい」との要望があった内容について、事務局から「分科会で協議したが、当初の提案どおり

協議の結果、乳幼児医療費助成についても一旦市町村に持ち帰り、次の協議会で再度協議されることになりました。

協議の結果、保育料については各市町村が歩み寄れる新たな案を作成し、次の協議会で一本化を目指すことになりました。

乳幼児医療費助成については、自己負担のあり方について協議が行われ、各市町村からは「自己負担なしに修正すべき」、「提案どおり一部自己負担あり」、「少子化対策として可能ならばもう少し軽減し、見直したいのではありません」との意見が出されました。

また、坂本村からは「国民健康保険事業の取扱いと保育料の協議の推移を見ながら検討したい」との意見が出されました。

協議第四十六号(継続協議) 下水道事業の取扱いについて

第三十二回の協議会で提出されていた市町村設置型合併処理浄化槽の使用料の算定基準が示されている資料について、事務局より「提出した資料は、使用料算定のための一例として示されたものであつて、環境省からの指導や指針は示されていない」との報告がありました。

協議第四十九号(継続協議) 環境保全対策事業の取扱いについて

協議では「提出された資料は環境省の外郭団体が作成したものであり、環境省の指導と理解すべき」、「既に農業集落排水事業を実施している市町村においては、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料を、その使用料と合わせているところもある」などの意見が出されました。

また、坂本村からは「今回の協議会に坂本村案を提案したい」との意見が出されました。

「下水道事業の取扱い」での合併浄化槽の「市町村設置型」と、この項目の「個人設置型」との調整案について協議中のため、次の協議会で坂本村案を受け、協議されることになりました。